

平成22年度税制改正（地方税）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	16	府省庁名 厚生労働省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 事業税(外形) 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他()	
要望項目名	同居の親族のみを雇用する事業における中小企業退職金共済制度への加入	
要望内容(概要)	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 同居の親族のみを使用する事業に使用される者であっても、使用従属関係が認められる者については、中小企業退職金共済法（以下「中退法」という。）上の「従業員」として取り扱うこととすることに伴い、これらの者についても、現在中退法上の「従業員」として取り扱われている者と同様の税制措置を認めること。</p> <p>・ 特例措置の内容 上記取扱いに伴い、同居の親族のみを使用する事業に使用されるものであっても、使用従属関係が認められる者についても、</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 被共済者のために支出した掛金について、必要経費に算入すること。 ○ 退職金を一時金として受け取ったときは退職所得控除、分割して受け取った場合は公的年金等控除とすること。 <p>等、現在中退法上の「従業員」として取り扱われている者と同様の税制措置を認めること。</p>	
関係条文	地方税法第23条、第32条、第72条の14、第72条の15、第72条の49の7、第72条の49の8、第292条、第313条、地方税法施行令第20条の2の4	
要望理由	<p>これまで、中小企業退職金共済制度が適用されるものとして取り扱われる「従業員」の範囲については、労働基準法等が適用される労働者の範囲と同様であると整理されてきたところであるが、中小企業を含む雇用・経済情勢が特に悪化し退職後の従業員の生活保障の重要性が改めて認識される中で、現在加入対象とされていない者の中に中退法の加入対象者とされている「従業員」と同様の働き方をする者が少なくないとの指摘があること等を踏まえ、「中小企業退職金共済制度の加入対象者の範囲に関する検討会」において、今年4月以降、中小企業退職金共済制度の加入対象者の範囲に関して検討を行ったところ、同居の親族のみを使用する事業に使用される者であっても、使用従属関係が認められる者については、中退法上の「従業員」として取り扱うことが適当であるとされた。今般、新たに中退法上の「従業員」として取り扱われる者についても、これまで「従業員」として取り扱われてきた者と同様の税制措置を認めることは妥当である。</p>	
減収見込額	(初年度) 930 (－) (平年度) 1360 (－) (単位：百万円)	
地方税以外の措置	既存	・ 国税 ・ 融資、補助金その他
	22年度の要望	・ 国税 ・ 融資、補助金その他 同居の親族のみを雇用する事業における中小企業退職金共済制度への加入
過去の要望経緯	—	
本要望に対応する縮減案	—	